

2008SNA への対応等に関する 各課題論点整理

平成 26 年 7 月 4 日時点

内閣府 経済社会総合研究所

国民経済計算部

【B01】付随的活動を行う生産単位が別個の事業所とみなされるケース

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none">付随的活動¹のみを行っている単位の活動が、①統計的に容易に観察可能な場合、または、②親事業所とは地理的に異なる場所に位置している場合には、別個の事業所とみなす。この場合、当該事業所はそれ自身の主活動²に従って分類される。なお、その場合でも、適切な基礎データが利用できない場合、これらの活動に対し、別個の事業所を人為的に創り出すための特別の努力を払う必要はない。	<ul style="list-style-type: none">付随的活動のみを行う生産単位は、常に、親事業所の一部としてみなされ、その産出は明示的に認識されず、また、分割して記録されない。



① 2008SNA への対応で求められる事項

- 付随的活動のみを行う生産単位が、統計的に容易に観察できるか、親事業所と地理的に異なる場所にある場合、別個の事業所とみなし、その主活動によって分類するとともに、その産出を（費用積上げで）計測し、親事業所の中間消費と位置付ける。

② 主要計数への影響（概念上）

- なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 付随的活動のみを行っている単位が親事業所と地理的に異なる場所に位置している場合には、現行 JSNA の基礎統計において、別個の事業所として扱われている。

3. 検討の方向性

- 次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- 上記 2. のとおり、親事業所と地理的に異なる場所に位置している場合は、基礎統計において、別個の事業所として扱われていること、また 2008SNA マニュアルでは適切な基礎データが利用できない場合は特別な取り組みをしないとされていることから対応済と整理する。

¹ 付随的活動 (ancillary activity) とは、2008SNA マニュアルでは、企業の主要な活動 (主活動及び副次的活動) に付随して生じるものであり、企業の効率的な運営を促進するものであるが、通常、市場で取引される財貨・サービスにはつながらないものであると位置付けられている (パラ 5.10)。付随的活動の具体例として、2008SNA マニュアルでは、記録や勘定管理、通信機能提供、原材料・設備購入、採用・研修・人事管理、貸金支払、販売促進、ビル・建物の清掃・維持、セキュリティ・監視等のサービス活動が挙げられているが (パラ 5.35)、これらが付随的活動であるためには、①これらサービスが、主活動や副次的活動を実行する環境を整備するために同一企業内で行われる補助的な活動であることに加え、②同活動の産出が企業外部における使用を意図したものでない、③ほぼあらゆる種類の生産活動で投入されるようなものであること等の特徴を満たすものとされる (パラ 5.36)。

² 主活動 (primary activity) とは、事業所のある活動で、その付加価値が同一事業所の他の活動のそれを上回る活動を指す。主活動の産出は、たとえ自己最終使用に用いられるとしても、他の事業所に引き渡すことが可能な財貨・サービスから構成されなければならない。また、副次的活動 (secondary activity) とは、事業所が主活動に加えて行う活動であり、主活動の付加価値よりも小さい活動を指すが、同活動からの産出は、主活動の産出と同様に、他の生産単位への引き渡しに適したものでなければならない (パラ 5.8、5.9)。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「事業所・企業統計調査（総務省）」においては、同一経営者が異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに1事業所として扱われている。「経済センサス基礎調査（総務省）」においても同様に事業所ごとに対象としている（なお、「産業連関表」の部門分類では、原則としてそれぞれの生産活動ごとに分類するいわゆるアクティビティベース）。

<諸外国における扱い>

- ・オーストラリア
2008SNA の取扱をビジネスレジスタ上の全ての単位に適用できないため、現状対応していない。

【B02】親会社と異なる経済の居住者でない限り、見せかけの子会社は制度単位と扱わない

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">見せかけの子会社（1993SNA の「付随会社」の名称変更）は、親会社が完全に所有する子会社であり、租税回避等のために、親会社やグループ内の他の会社にサービスを提供することを目的に設立されるものである¹。こうした見せかけの子会社は、<u>親会社と異なる経済の居住者でない限り、制度単位としては扱わずに、親会社の勘定と連結する。</u>	<ul style="list-style-type: none">付随会社（親会社により完全に所有され、親会社または同一親会社に所有されている他の付随会社にサービスを提供することのみに厳密に限定される子会社）は、常に別個の制度単位としては扱わない。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- 見せかけの子会社については、原則として、親会社と同一の制度単位として扱うという点には変更はなく、親会社と異なる経済の居住者である場合のみ別個に扱う。

② 主要計数への影響（概念上）

- なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 現行 JSNA では、「国際収支統計（財務省・日本銀行）」と整合的に、親会社とその見せかけの子会社が異なる経済の居住者である場合には、原則として別個の制度単位として扱っている。
- 一方、国内で完結する親会社とその見せかけの子会社の制度部門上の位置付けに関しては、主に非金融法人企業と金融機関の間の分類の在り方が問題となるが、JSNA の基礎統計である「年次別法人企業統計（財務省）」では、当該法人が見せかけの子会社かどうかにかかわらず、原則として、当該法人の売上高等によって業種分類がされる。また、「資金循環統計（日本銀行）」では、当該法人が見せかけの子会社かどうかにかかわらず、原則として、その業務形態等によって金融機関、非金融法人企業に分類されている。

3. 検討の方向性

- 次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

- 上記 2. のとおり、現行 JSNA では、見せかけの子会社については、親会社と異なる経済の居住者である場合は制度単位として扱っており、一部対応済と整理できる。ただし、国内面では、基礎統計の制約から、見せかけの子会社を必ずしも親会社と同一の制度単位として扱っておらず、引き続きこの取扱を継続する。

¹ これらの見せかけの子会社は、親会社と無関係に活動ができない、自己の貸借対照表に資産を保有または取引する能力を制限されているといった理由から SNA 上の制度単位の定義を満たさない（パラ 4.64）。なお、見せかけの子会社は、勧告 B01 にある「付随的活動」（原則全ての企業がある程度必要とするサービス機能の種類に範囲が限定されている）を実施する単位とは区別される（パラ 4.66）。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「国際収支統計」においては、法人等の居住性は、本邦内にその主たる事務所を有するか否かにより判定されるとされており、親会社とその見せかけの子会社が異なる経済の居住者である場合、概念上、各経済の居住者とされ、親会社と連結されて扱われることはない。
- ・「年次別法人企業統計（財務省）」においては、当該法人が見せかけの子会社かどうかにかかわらず、原則として、当該法人の売上高等によって業種分類がされる。
- ・「資金循環統計（日本銀行）」においては、当該法人が見せかけの子会社かどうかにかかわらず、原則としてその業務形態等によって金融機関、非金融法人企業に分類されている。

【B03】 制度単位として認識される非居住者単位の支店

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
・非居住制度単位により所有される非法人企業について、 <u>所在領域内において長期間にわたる財貨・サービスの生産に携わり、所在領域における所得税法の下にある（課税が免除されているかに拠らない）</u> 等の場合、支店として認識し、制度単位として扱う。	・非居住制度単位により所有される非法人企業は、所在する国における名目上 (notional) の居住単位として扱うとのみ記述 ¹ 。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・明確化された判断基準に基づき、海外居住制度単位の所有する支店を制度単位として位置付ける。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・非居住者の本邦内支店については、「国際収支統計（財務省・日本銀行）」（以下「国際収支統計」という。）において、我が国の制度単位として扱われており²、現行 JSNA でも同様の扱いとしている。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・上記 2. のとおり、対応済と整理できる。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「国際収支統計」においては、IMF による「国際収支マニュアル」に基づき、居住性の概念について、取引当事者の経済利益の中心を基礎とし、非居住者の本邦内の支店については居住者とみなしている。
- ・「資金循環統計（日本銀行）」においても同様の考え方により、居住者と非居住者を区分。

¹ 1993SNA では、「制度単位はある国の経済領域内に経済的利益の中心をもつときに一すなわち、その単位がある期間を超えて（1年以上というのが現実的なガイドラインとされている）この領域内で経済活動に従事しているとき—当該国の居住者単位であるといわれる。」（パラ 2.22）、「体系内にはおもに 3 種類の準法人企業が存在する。（c）外国に居住する制度単位に属する非法人企業。これらは、恒久的支店、外国の法人企業または非法人企業の事務所、もしくは長期間又は期限を定めずその経済領域内において顕著な量の生産に携わっている外国企業に属する生産単位から構成される。たとえば、橋、ダムまたは大規模構築物の建設に従事する単位である。」（パラ 4.50）との記載がある。

² IMF の国際収支マニュアルでは、ある国に拠点を持ち、長期間にわたって相当規模の経済活動を行うものをその国の居住者として扱うこととしており、基本的には「1年以上所在しまたは所在する意思があること」を運用上の基準としている。我が国の「国際収支統計」では、国際収支マニュアルを踏まえ、居住者・非居住者の定義は、「外国為替及び外国貿易法」の規定や財務省通達（「外国為替法令の解釈及び運用について」）に基づいており、その中で非居住者の本邦内の支店等は居住者とみなすこととされている。

<諸外国における扱い>

- ・ オーストラリア
本勧告に原則対応している。

【B04】複数領域で活動する企業の居住地の明確化

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">・多国籍にまたがって、継ぎ目のない活動を行う企業は、一般に、海上輸送、航空、国境線となる河川で行われる水力発電、パイプライン、橋、トンネル、海底ケーブル等の国境を越えた活動に参与している。・こうした企業の場合、<u>各経済について別個に制度単位を認識することが望ましいが、親会社や支店の認識が不可能な場合、企業の活動全体を活動対象となる経済領域ごとに比例按分する。</u> <p>※国際収支統計マニュアル第6版（BPM6）においては、持分割合や、トン数・賃金等事業活動上の要素を基礎とした按分が考えられるとしている。</p>	<ul style="list-style-type: none">・複数領域で活動する企業の居住地については明確な指針は示されていない。



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・親会社や支店の認識が不可能な場合、明確化された指針に基づき、複数領域で活動する企業の居住地を決定する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・GDP の増減要因（企業活動の比例按分に応じて、増減しうる）

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・当該活動については、基本的に、基礎統計上、親会社や支店の認識がされていると考えられ、制度単位は主たる経済的利害の中心の概念により扱われている。

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- ・上記2. のとおり、複数領域にわたる活動については、基本的に、基礎統計上、親会社や支店の認識がされていると考えられ、制度単位は主たる経済的利害の中心の概念により扱われている（比例按分する事例はないと整理する）。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「国際収支統計（財務省・日本銀行）」においては、居住性の概念について、基本的に、取引当事者の経済的利害の中心を基礎とし、別個に制度単位が認識されていると考えられる。

【B05】特別目的実体の認識

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>・特別目的実体、特定目的ビークル¹と呼ばれる単位については、①専属金融機関²、②見せかけの子会社³、③政府の特別目的単位⁴、のいずれかに該当しない場合、その主活動に従って、<u>しかるべき部門及び産業に割り当てることにより</u>、他の制度単位と同じように扱う。</p>	<p>・特別目的実体の取扱について明示的な指針は示されていない。</p>



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・明確化された指針に基づき、特別目的実体の部門や産業の分類を行う。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・①専属金融機関、②見せかけの子会社、③政府の特別目的単位に該当しない特別目的実体については、各種基礎統計において反映されている限りにおいて、現行 JSNA でも位置付けがなされている。
- ・すなわち、具体的に特別目的実体の活動を特定する基礎統計は見当たらないものの、法人の形態をとる特別目的実体は事業所として捉えられ、それ以外については、親企業の活動に含まれているものがある。
- ・なお、資産流動化を目的とする特別目的会社（「資産の流動化に関する法律」に基づく「特定目的会社」を含む）については、原則として「資金循環統計（日本銀行）」（以下「資金循環統計」という。）において金融機関として扱われており（下記4. 参照）、現行 JSNA の金融取引や貸借対照表に反映されている。金融産出額の扱いでは、FISIM 産出の対象外であり、かつ、基礎統計の制約から、金融手数料も集計していない。

3. 検討の方向性

¹ 特別目的実体について、2008SNA マニュアルでは、共通の定義はないが、①雇用者がいない、②非金融資産を保有しない、③形式的な看板以上の物理的な実体がほとんどない、④ある企業の子会社で、親企業の居住地とは異なる領域で居住する、⑤別の法人企業の雇用者によって管理される、などの特徴があるものとしている（パラ 4.56、4.57）。

² 専属金融機関（captive financial institutions）について、2008SNA マニュアルでは、例として、単に子会社の全資産を保有している（管理機能を持たない）純粋持株会社（勧告 B06 の項を参照）のほか、証券化目的の資産を保有する単位、関係会社に代わって債務証券を発行する単位、証券化ビークル等が示されている（パラ 4.59）。これら機関については、親会社から独立（資産・負債にかかるリスクと報酬を引き受ける程度が大きい等）していれば、金融機関に分類され、その活動にかかわらず内訳部門「専属金融機関及び貸金業」に位置付けられる（パラ 4.60）。親会社から独立して活動できない等の場合は、「見せかけの子会社」（勧告 B02 の項参照）として扱われる。

³ 見せかけの子会社は、親会社と異なる経済の居住者でない限り、制度単位としては扱わない（パラ 4.64）（勧告 B02 の項を参照。）。

⁴ 一般政府が設立する特別単位で、独立的活動を行う権限がなく、関与する取引の範囲が制限されて、保有する資産・負債にかかるリスク・報酬を引き受けられないもの。これらは、非居住者でない限り、一般政府と一体不可分のものとして位置付ける（パラ 4.67）。

- ・次回基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

- ・上記2. のとおり、特別目的実体の活動を特定する基礎統計は見当たらないものの、法人の形態をとる特別目的実体は事業所として捉えられ、それ以外については、親企業の活動に含まれているものがある。このため、現行 JSNA で一部対応済と整理できる。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「平成 17 年産業連関表」においては、特別目的実体について明示的な取り扱いが行っていない（「平成 23 年産業連関表」でも同様の扱いとなる）。「経済センサス基礎調査（総務省）」を含め各種基礎統計においても特別目的実体についての明示的な取扱いはなされていないが、法人の形態をとる特別目的実体は事業所として捉えられ、それ以外は、親企業の活動に含まれているものがある。
- ・「資金循環統計」においては、「資産の流動化に関する法律」に基づく債権流動化に係る特定目的会社⁵については原則として金融機関（その他の金融仲介機関）に分類されている。ただし、例外としてたとえば不動産流動化に係る特別目的会社のうち不動産のみを資産として保有するものは、非金融法人（不動産）に分類している。こうした扱いは、2016年に予定されている同統計の2008SNAを踏まえた見直し後も同様。

<諸外国の対応状況>⁶

- ・オーストラリア
勧告通りの対応が行われていない部分がある（子会社の全資産を単に所有する持ち株会社を、2008SNAが勧告する専属金融機関とは扱わず、主要経済活動を反映した部門に分類）。

⁵ 資産流動化法に基づき届出されている特定目的会社は平成26年4月時点で760程度存在する。

⁶ なお、2013年には、OECD、ECB、ユーロスタットの合同タスクフォースが開催され、特別目的実体等に関する検討が行われた。その中では、主要な特別目的実体の類型について、産業分類と制度部門分類について整理している。

【B06】金融機関部門に割り当てられる持株会社

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none">子会社の資産を保有しているが、管理活動は行っていない「持株会社」¹（国際標準産業分類(第4版)(ISIC Rev.4)の6420)は、金融サービスのみを生産しているととらえ、たとえ、<u>全ての子会社が非金融法人だったとしても金融機関、内訳部門として「専属金融機関」に分類する。</u>	<ul style="list-style-type: none">本社と持株会社の明示的な区別は行わず、持株会社については、子会社グループの主たる活動が集中している制度部門に割り当てる。よって、支配する会社グループの主たる活動が金融である場合のみ、金融機関に分類する。



① 2008SNA への対応で求められる事項

- 持株会社のうち、子会社の資産を保有するが管理活動は行わないものを SNA 上の持株会社と位置付け、金融機関（専属金融機関）に分類する。管理活動を行っている持株会社については、勧告 B07（本社）に従い、制度部門分類を行う。

② 主要計数への影響（概念上）

- なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 我が国の純粋持株会社の大半は子会社の管理機能を有している（※）。こうした純粋持株会社については、その子会社の主たる活動に応じて非金融法人企業または金融機関に分類している。

※純粋持株会社 184 社を対象に事業内容を確認したところ、そのうち確認ができた 166 社の全てが、「子会社の管理」を事業内容に挙げていた。

- このため、現行 JSNA の推計においては、日本標準産業分類（JSIC）準拠の一次統計（純粋持株会社をサービス業に分類）を用いている場合、財務データを用いて金融持株会社分を金融機関に含めること等の処理を行っている。

3. 検討の方向性

- 次期基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている>

- 上記 2. から、我が国の純粋持株会社は、2008SNA マニュアル上の「持株会社」ではなく「本社」と位置付けられるものであり、これらは子会社が主として属する制度部門に分類していることから、現行 JSNA でも既に対応済と整理できる²。
- なお、我が国の純粋持株会社のうち金融機関に分類されるものについては、基礎統計である「資金循環統計（日本銀行）」（以下、「資金循環統計」という。）と同様（下記 4. 参照）、内訳部門分類としては、子会社が主として属する部門（現行の取扱）から「非仲介型金融機関」³に変更する方向で検討（勧告 B07 の項参照）。

¹ ここで言う「持株会社」は他に事業活動を行っていない「純粋持株会社」であり、他に事業活動を行っている「事業持株会社」は、当該他の事業のうちの主たる活動が属する制度部門に分類される。

² 2008SNA 勧告における持株会社（B06）と本社（B07）の関係、JSNA の制度部門分類に係る現行の取扱と次回基準改定に向けた案等については参考を参照。

³ 2008SNA では「金融補助機関」と呼称（以下同じ。B07、B10 も同様）。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「資金循環統計」においては、我が国の純粋持株会社については、その子会社が主として属する制度部門に応じて、非金融法人企業部門または金融機関部門に分類している。2016年を目途とする同統計の改定においても、これらについては、子会社が主として属する制度部門に分類し、このうち金融機関に分類されるもの（金融持株会社）については、金融機関の内訳部門分類として「非仲介型金融機関」に分類する方向で検討中⁴。

<諸外国の対応状況>

- ・オーストラリア

本勧告には対応していない。具体的には、グループ企業の株式の過半数を所有することのみを行う持株会社は、独立した制度単位とみなさず、最も大きな子会社の分類に従う。

なお、グループ企業の株式の過半数を所有するとともに、グループを指揮する持株会社は、独立した制度単位とみなし、子会社が主として属する制度部門に分類される（B07の項参照）。

⁴ 日本銀行「2008SNAを踏まえた資金循環統計の見直しに関する最終案」（平成26年6月6日）

参考 2008SNA における「持株会社」と「本社」の関係等

		【B06】金融部門に割り当てられる持株会社	【B07】主たる子会社が属する制度部門に割り当てられる本社
2008SNAマニュアルでの定義			
	子会社の資産の保有	○	○
	子会社の管理活動	×	○
2008SNAマニュアルでの制度部門の扱い			
	制度部門分類	全て金融機関	主たる子会社が属する制度部門 (非金融法人企業／金融機関)
	金融機関に分類される場合の内訳部門分類	専属金融機関	金融補助機関
JSNAにおける制度部門の扱い			
現行	制度部門	N/A (我が国の純粋持株会社は、2008SNAの「持株会社」ではなく「本社」と位置付けられ、扱いは【B07】と同じ。)	主たる子会社と同じ部門 (非金融法人企業／金融機関)
	金融機関に分類される場合の内訳部門		主たる子会社の属する各内訳部門 (預金取扱機関 等)
次回基準改定(案)	制度部門		主たる子会社と同じ部門 (非金融法人企業／金融機関)
	金融機関に分類される場合の内訳部門		非仲介型金融機関

【B07】子会社が主として属する制度部門に割り当てられる本社

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要 ¹	1993SNA における取扱いの概要
<p>・会社の他の単位に対する監督・管理を行い、戦略的・組織的な計画や意思決定の役割を担い、運営上の支配権の行使・日々の業務の管理を行う「本社」²（国際標準産業分類第4版(ISIC Rev.4)の7010）は、子会社の産出の形態に応じて非金融または金融のサービスを提供していると捉え、</p> <p>① <u>子会社が主として非金融法人企業に属する場合、非金融法人企業に分類</u></p> <p>② <u>子会社が主として金融機関に属する場合、金融機関（内訳部門は金融補助機関）に分類</u></p>	<p>・本社の制度部門上の取扱いに対する明確な指針はなかった。</p>



<p>① 2008SNA への対応で求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none">・明確化された指針に基づき、本社を、その子会社が主に属する制度部門（非金融法人企業または金融機関）に分類する。・なお、金融機関部門の内訳部門としては、金融補助機関に分類する。 <p>② 主要計数への影響（概念上）</p> <ul style="list-style-type: none">・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・制度単位として位置付けられ、管理機能を有する本社³については、その子会社が主として属する制度部門に分類している。具体的には、子会社が主として非金融法人企業部門に属していれば本社も非金融法人企業部門に分類し、子会社が主として金融機関部門に属していれば本社も金融機関部門（内訳部門についても子会社の主たる活動に応じて決定）に分類している。（B06 の項参照）

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する>

- ・上記2のとおり、現行 JSNA において、本社は、その子会社が主として属する制度部門に分類しているという点で、本勧告に対応済と整理できる。
- ・このうち、金融機関部門に分類される本社については、基礎統計である「資金循環統計（日本銀行）」（以下「資金循環統計」という。）と同様（下記4. 参照）、内訳部門分類

¹ 本勧告は「制度単位と制度部門」に関する勧告であり、制度単位とみなすことができない「本社」（独立した勘定を作成できない本社事業所等）については対象外である。

² ここで言う「本社」は管理活動以外の事業活動を行っていない「純粹持株会社」であり、他の事業活動を主にしている「事業持株会社」は、当該他の事業のうちの主たる活動が属する制度部門に分類される。

³ 我が国の場合、純粹持株会社の大半は子会社の管理機能を持つため、2008SNA の「本社」と整理する（勧告 B06 の項を参照）。

としては、子会社が主として属する部門（現行の取扱）から「非仲介型金融機関」⁴に振り替える方向で検討。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「資金循環統計」においては、管理機能を有する本社について、その子会社が主として属する制度部門に応じて、非金融法人企業部門または金融機関部門に分類している。2016年を目途とする同統計の改定においても、これら本社については、子会社が主として属する制度部門に分類し、このうち金融機関に分類されるもの（金融持株会社）については、金融機関の内訳部門分類として非仲介型金融機関に分類する方向で検討中⁵。

<諸外国の導入状況>

- ・オーストラリア
本勧告に対応している。具体的には、グループ企業の株式の過半数を所有するとともに、グループを指揮する持株会社（2008SNA でいう本社に該当）は、独立した制度単位とみなし、子会社が主として属する制度部門に分類される。
なお、グループ企業の株式の過半数を所有することのみを行う持株会社（2008SNA でいう持株会社に該当）は、独立した制度単位とみなさず、最も大きな子会社の分類に従うこととしている（B06の項参照）。

⁴ 2008SNA では「金融補助機関」と呼称。

⁵ 日本銀行「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直しに関する最終案」（平成 26 年 6 月 6 日）より。

【B08】非営利団体に係る内訳部門の導入

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
<ul style="list-style-type: none">2008SNA では、1993SNA と同様に、非営利団体（NPI）¹をその動機、税制上の位置付け、雇用者の類型、活動内容にかかわらず、様々な制度部門に割り当てる。 ※2008SNA マニュアルで想定されている NPI の類型については、参考1を参照。必要に応じて NPI の全活動をまとめた補足表を別途作成できるよう、法人企業部門や政府部門の中の NPI を内訳部門として認識することを勧告する²。	<ul style="list-style-type: none">非営利団体については、左記と同様、様々な制度部門に割り当てられる。内訳部門及び補足表の作成については勧告されていない。



① 2008SNA への対応で求められる事項

- 法人企業部門及び一般政府部門に位置付けられる非営利団体を別個に認識し、対家計民間非営利団体と合わせた全ての非営利団体の活動を要約した補足表を新たに作成する。

② 主要計数への影響（概念上）

- なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 2008SNA マニュアルにおける非営利団体の範囲等と現行 JSNA における非営利団体との関係については参考1を参照。
- 非営利団体について、国連の「国民経済計算体系における非営利団体に関するハンドブック（以下「ハンドブック」という。）」（Handbook on Non-Profit Institutions in the System of National Accounts）（2003年）³に基づき、「非営利サテライト勘定」（平成12年基準に基づく2004年度分）を作成している。ここでは NPI の範囲⁴を、対企業非営利団体（日本経済団体連合会、商工会議所等）、これ以外の産業に含まれる非営利団体（医療法人等）、対家計民間非営利団体（私立学校、宗教団体等）とし、一般政府に分類される NPI については、ハンドブックに基づき対象範囲から除外している。

3. 検討の方向性

¹ 2008SNA マニュアルにおける非営利団体（NPIs）は、「それを設立、支配、資金供給する単位が、それを所得、利益またはその他の金融的利益の源泉とすることを許されないようなステータスで、財・サービス生産を目的として創設された法的または社会的実体」（4.83）と位置付けられている。

² 2008SNA マニュアルの中では、本体系においては、法人企業部門と政府部門の中の NPI を内訳部門として認識するとしている一方、非営利サテライト勘定においては政府部門の NPI については対象から除外すると記述されている。

³ 非営利ハンドブック（パラ 2.11）では、非営利団体の作業上の定義として、以下の5つの構成要素を持つ組織としている。具体的には、①組織であること（Organizations）、②営利を目的とせず利益を分配しないこと（Non-profit distributing）、③制度的に政府から独立していること（Private）、④自己統治的であること（Self-government）、⑤非強制的であること（Voluntary）。

⁴ 事業協同組合及び生活協同組合については、各種組合法により設立される法人が該当すると考えられるが、これらは組合員に対して剰余金等の分配が行われうる制度となっており、非営利サテライト勘定の集計対象外としている。（季刊国民経済計算 No.135 p.14（2008年））

・次回基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する>

- ・ NPI の活動を集約した補足表の作成という勧告に対しては、JSNA 本体系の年次推計ではなく、次回基準改定後できるだけ早期に、法人企業部門に属する NPI（対企業非営利団体やその他の市場生産 NPI（医療法人等）⁵）、対家計民間非営利団体を包含した「非営利サテライト勘定」を作成することで対応することを検討（表章のイメージについては参考 2 を参照）。
- ・ その際、一般政府部門に分類される NPI についても、非営利サテライト勘定において対応することを検討する⁶。

4. その他の留意事項

<諸外国の導入状況>

- ・ オーストラリア
本体系でなく非営利サテライト勘定として不定期に公表している。

⁵ 2008SNA マニュアルでは、法人企業部門に属する NPI について、さらに対企業非営利団体とその他の市場生産 NPI に分けて内訳を表章することは求めている。

⁶ 脚注 2 のとおり、2008SNA マニュアルの中では、本体系においては、法人企業部門と政府部門の中の NPI を内訳部門として認識するとしている一方、非営利サテライト勘定においては政府部門の NPI については対象から除外するとされているため、我が国の非営利サテライト勘定においては、一般政府に属する NPI を含めて推計することを検討する。

2008SNAマニュアルにおける非営利団体の範囲等と現行JSNAにおける非営利団体との関係

(参考1)

2008SNAマニュアルの概要

非営利団体 (NPIs)			
NPIの定義⇒	それを設立、支配、資金供給する単位が、これを所得、利益等の源泉とすることを許容しないようなステータスで、財・サービス生産を目的として創設された法的または社会的実体 (利益配分が認められていない機関)		
市場か非市場か⇒	市場生産者 経済的に意味のある価格で供給	非市場生産者 ゼロまたは経済的に意味のない価格で供給	
NPIとしての類型⇒	対企業市場非営利団体	左記以外の 市場非営利団体	対家計民間非営利団体 (政府に支配されない) 政府支配の非営利団体 (※)
制度単位としての帰属先⇒	非金融法人企業等		対家計民間非営利団体 一般政府

(※) 2008SNAマニュアルでは、本体系においては、法人企業部門に加え、政府部門の中のNPIを内訳部門として認識するとしている一方、非営利サテライト勘定においては政府部門のNPIについては対象から除外するとされている。

JSNA/産業連関表における位置づけ

	産業		産業以外	
	法人企業部門に属するNPI 対企業非営利団体	その他産業に含まれるNPI	対家計民間非営利団体	一般政府部門に属するNPI
JSNA に対応する機関等⇒	日本経済団体連合会、 商工会議所等 (※※)	医療法人、大学病院、 社会福祉法人等	私立学校(除く病院)、 宗教団体、政治団体、 労働団体等	例として、独立行政法人の一部 (一般政府に格付けされるもの)、 国立大学法人(除く病院)

(※※)「平成17年産業連関表」では、対企業民間非営利サービス生産者に事業協同組合や生活協同組合の一部を含めている(「平成23年産業連関表」でも同様の扱いとなる)。しかし、次回基準改定後のJSNAでは、これらを非営利団体には含めない。
なお、非営利サテライト勘定(平成12年基準2004年版)では、事業協同組合や生活協同組合は範囲に含めていない。次回基準改定後に作成する非営利サテライト勘定でも同様とする。

JSNAにおいて、2008SNAマニュアルを踏まえ、「非営利団体サテライト勘定」を作成する際に含まれる範囲。

*同サテライト勘定におけるNPIの内訳表章としては、法人企業部門に属するNPI、一般政府部門に属するNPI、対家計民間非営利団体の3つを検討(参考2参照)。

取引とバランス項目	非営利団体計	法人企業部門に 属するNPI	対家計民間 非営利団体	一般政府部門に 属するNPI
1 生産勘定 産出 中間投入 付加価値				
2 所得の発生勘定 付加価値 雇用者報酬 生産・輸入品に課される税 (控除) 補助金 営業余剰・混合所得				
3 第1次所得の配分勘定 営業余剰・混合所得 雇用者報酬 生産・輸入品に課される税 (控除) 補助金 財産所得 第1次所得バランス				
4 所得の第二次配分勘定 第1次所得バランス 所得・富等に課される経常税 社会負担 現物社会移転以外の社会給付 その他の経常移転 可処分所得				
5 現物所得の再配分勘定 可処分所得 現物社会移転 調整可処分所得				
6(1) 可処分所得の使用勘定 可処分所得 最終消費支出 年金準備基金年金準備金の変動 貯蓄				
6(2) 調整可処分所得の使用勘定 調整可処分所得 現実最終消費 年金基金年金準備金の変動 貯蓄				
7 資本勘定 貯蓄 総固定資本形成 (控除) 固定資本減耗 在庫品増加 土地の購入(純) 資本移転(受取) (控除) 資本移転(支払) 純貸出(+)/純借入(-) 貯蓄・資本移転による正味資産の変動				
8(1) 期首貸借対照表 非金融資産 金融資産/負債 正味資産				
8(2) 貸借対照表における変動 非金融資産 金融資産・負債 正味資産				
8(3) 期末貸借対照表 非金融資産 金融資産・負債 正味資産				

注 「取引とバランス項目」は、1993SNAマニュアルに従ったものあり、今後、2008SNA勧告各項目への対応と併せて検討。

【B09】金融サービスの定義の拡大

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>・金融仲介活動以外の金融サービスの増加、特に金融リスク管理及び流動性転換が確実に把握されるように、<u>金融サービスを明確に定義</u>する。金融サービスには、モニタリング、種々の利便性の提供、流動性供給、リスクの引受、アンダーライティング、トレーディング等が含まれる。また、<u>外国為替取引等に係るマージン等暗黙的手数料¹</u>についても金融サービスを含む。</p>	<p>(金融サービスについて、金融リスク管理や流動性転換等を明示的に含むような定義はなされていない。)</p>

① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・新たに明確化された金融サービスの定義に基づき、金融サービスの産出、金融サービスへの支出を記録する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・GDP の増加要因（新たに計測される金融サービス産出が最終需要される場合）
- ・家計貯蓄率の低下要因

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA においては、各金融機関の財務諸表等より、銀行については「役務取引等収益」、証券会社については「受入手数料」を把握し、金融業の受取手数料の産出額として積み上げていく。
- ・暗黙的手数料については、金融サービスの産出として捉えていない。

3. 検討の方向性

- ・次期基準改定における対応の考え方

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

- ・2. のとおり、現行 JSNA において、捕捉可能な各種の手数料収入は、金融業の産出額として捕捉しており、対応済と整理できる。
- ・一方、「暗黙的手数料」については、基礎統計の制約から対応は困難である。
－ただし、「国際収支統計（BPM6 ベース）（財務省・日本銀行）」（以下、「国際収支統計（BPM6 ベース）」という。）では、新たにディーラーマージン²の輸出入が捕捉されており、これを含む金融サービスの輸出入を取り込むことを通じて、一部、ディーラーマージンが反映されることになる。

¹ 2008SNA マニュアルにおいては、暗黙的手数料の例として、「手数料は、金融資産を購入する人に、同じ資産を売った人が受け取るよりも高い代金を課す方法で間接的に課すことができる。たとえば、外国為替ディーラーは、一般的にそれぞれ異なるレートで売買する。つまり、そのようなレートと中間点の差は、顧客が支払ったサービス料である。」と記述されている（パラ 17.230）。

² ディーラーマージンとは、金融商品取引に係るサービス手数料のうち、売買スプレッドを通じて間接的に徴収される取引手数料のことであり、「国際収支統計（BPM6 ベース）」では債券売買額に当該商品の平均的な売買スプレッドを乗じることによって推計が行われている。なお、推計・計上が行われているのは 2014 年 1 月分以降。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・「平成 23 年産業連関表」では、金融部門の受取手数料について、「役務取引等収益」など、明示的に捕捉可能な手数料を集計している。
- ・「国際収支統計（BPM6 ベース）」では、ディーラーマージンを推計して「金融サービス」に計上している。

【B10】金融機関の内訳部門を改定し、金融サービス・市場・商品の発展を反映

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>・IMF や ECB (欧州中央銀行) 等の他の通貨・金融統計との更なる整合性や柔軟性向上のため、<u>金融機関を以下の9つの内訳部門に分類</u>。</p> <p>① 中央銀行 ←</p> <p>② 中央銀行以外の預金取扱機関 ←</p> <p>③ MMF ←</p> <p>④ 非 MMF 投資信託 ←</p> <p>⑤ 保険会社・年金基金を除くその他の金融仲介機関 ←</p> <p>⑥ 金融補助機関 ←</p> <p>⑦ 専属金融機関と貸金業 ←</p> <p>⑧ 保険会社 ←</p> <p>⑨ 年金基金 ←</p> <p>(各部門分類の定義、1993SNA 分類との対応関係は参考1参照¹⁾)</p>	<p>・金融機関については、以下の5つの内訳部門に分類。</p> <p>① 中央銀行</p> <p>② その他の預金取扱機関 (預金通貨機関、その他)</p> <p>③ 保険会社・年金基金を除くその他の金融仲介機関</p> <p>④ 金融補助機関</p> <p>⑤ 保険会社・年金基金</p>

<p>① 2008SNA への対応で求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに示された分類に基づき、金融機関の内訳部門を設定する。 ・具体的には、MMF、非 MMF 投資信託、専属金融機関と貸金業について、1993SNA の「保険会社・年金基金を除くその他の金融仲介機関」から独立して、それぞれの内訳部門に位置付け、保険会社と年金基金を別個の内訳部門として分割等の変更を行う。 <p>② 主要計数への影響 (概念上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし
--

2. 現行 JSNA での取り扱い

・現行 JSNA における詳細な金融関連表 (金融資産・負債の変動 (現行の国民経済計算年報フロー編付表 25) 及び金融資産・負債の残高 (同ストック編付表 7)。以下同じ) においては、まず「中央銀行」、「民間金融機関」、「公的金融機関」に分類している。このうち「民間金融機関」については、「預金取扱機関」、「保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関」、「非仲介型金融機関」(1993SNA の金融補助機関)、「保険・年金基金」に分類し、さらに細分類で表章している (参考 2 参照)。一方、中央銀行を除く公的金融機関については、「預金取扱機関」や「非仲介型金融機関」に含まれる機関数が少ないことから、こうした分類ではなく、「保険・年金基金を除く金融仲介機関」(さらにその内訳としての「融資特別会計」、「政府金融機関等」)、「保険・年金基金」という分類で表章している。

¹ 2008SNA と 1993SNA の内訳部門分類の対応関係については、表中で矢印で示したほか、厳密には参考 1 で示したように、1993SNA の②③⑤に分類されていた金融持株会社については、2008SNA では、子会社の管理を行うもの (B07 の項参照) は⑥「金融補助機関」に、子会社の管理を行わないもの (B06 の項参照) は⑦「専属金融機関と貸金業」に分類される。

3. 検討の方向性

・次回基準改定における対応の考え方（案）

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する>

・2008SNA の勧告を踏まえ、基礎統計である資金循環統計と整合的に、金融機関の内訳部門を改定し、詳細な金融関連表に表章する。主な改定内容は、以下を予定。

(1) 内訳部門は以下の9部門とする（括弧内は現行 JSNA における内訳部門。9部門の詳細は参考1参照）。2008SNA で勧告された名称との違いに関しては、脚注を参照。

- ① 中央銀行
- ② 預金取扱機関²
- ③ マネー・マーケット・ファンド³（「保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関」の一部）
- ④ その他の投資信託（保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関の一部）
- ⑤ その他の金融仲介機関³（「保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関」の一部）
- ⑥ 公的専属金融機関（保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関の一部）
- ⑦ 非仲介型金融機関⁴
- ⑧ 保険⁵（「保険・年金基金」の一部）
- ⑨ 年金基金（「保険・年金基金」の一部）

(2) 現行 JSNA では「保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関」に含まれていたもののうち、新設された3部門（③④⑥）の取扱いについては以下のとおり。

③ マネー・マーケット・ファンド⁶

公社債投信（運用対象に株式を含まず、債券や短期金融市場商品を主要な運用対象とする投資信託）のうち短期金融市場商品を主な運用対象とするものからなる。

④ その他の投資信託⁷

公社債投信のうち③に該当するもの以外と株式投信（運用対象に株式を含むことが可能な投資信託）からなる。なお、J-REIT（不動産投資法人）については、基礎統計である資金循環統計と同様、不動産賃貸サービスを主業であるとみなし、現行と同様に民間非金融法人企業に計上することとする⁸。

⑥ 公的専属金融機関⁹

政府金融機関のうち運用または調達のいずれかにおいて、一般政府や公的企業の特定グループのみとほとんどの取引を行うものからなる。なお、民間の専属金融機関については、基礎データの制約から把握が困難であることから、同部門には公的金融

² 勧告された部門名（中央銀行以外の預金取扱機関）と異なるが、概念上の変更はないことから現行 JSNA の部門名を継続使用する。

³ 金融機関のうち非仲介型金融機関以外は全て金融仲介機関である。このため、「保険会社・年金基金を除く」は不要と考え、「その他の金融仲介機関」とする。

⁴ 2008SNA 及び 1993SNA では「金融補助機関」であるが、現行 JSNA の部門名「非仲介型金融機関」を継続する。

⁵ 2008SNA では「保険会社」であるが、我が国では会社ではない特別会計等もこの部門に含まれるため、JSNA では、「保険」とする。

⁶ 2008SNA では、「MMF」という部門名であるが、我が国で用いられている MMF（マネー・マネジメント・ファンド）との混同を避けるため、JSNA では「マネー・マーケット・ファンド」とする。

⁷ 脚注6にある理由から、2008SNA の「非 MMF 投資信託」ではなく、JSNA では「その他の投資信託」とする。

⁸ なお、「J-REIT(不動産投資信託)」は、金融資産・負債としては「投資信託受益証券」に含まれ、この扱いは現行 JSNA 及び資金循環統計（現行及び2016年を目途とする2008SNA 対応後）と同様。

⁹ 2008SNA では、「専属金融機関と貸金業 (captive financial institutions and moneylenders)」という分類名であるが、我が国の貸金業（消費者ローン、商工ローン等）は、⑤「その他の金融仲介機関」に含まれること、また2008SNA で想定しているような moneylender（参考1を参照）は、我が国の基礎統計では金融機関として捕捉できないこと、また、上述のとおり公的金融機関のみ捕捉可能なことから JSNA では「公的専属金融機関」とする。

融機関のみを含める¹⁰。具体的な例は、参考4参照。

- (3) 金融持株会社は、現行 JSNA ではその子会社が主として属する内訳部門に分類しているが、これを⑦非仲介型金融機関に移管する方向で検討（B07の項を参照）。
- (4) 定型保証機関（全国信用保証協会等）は、現行 JSNA では「非仲介型金融機関」に分類しているが、これを⑧保険に移管する方向で検討（E04の項を参照）。

- ・なお、詳細な金融関連表においては、各内訳部門について、さらに詳細な部門分割を行うことを想定している（参考3を参照）¹¹。公的金融機関については、各内訳部門に含まれる機関数が必ずしも十分多くないことから、秘匿性との関係で、表章可能な部門のみ金融機関の内訳の表に表章する予定（現時点の案は参考3のとおり。各部門に属する公的金融機関については参考4参照）。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・資金循環統計においては、2016年を目途とする同統計の改定において、基本的に2008SNA対応後のJSNAと整合的な内訳部門に分類する予定¹²。

<諸外国における対応状況>

諸外国の金融機関の内訳部門分類は以下のとおり。

- ・オーストラリア
 - ①通貨当局、②銀行、③その他の預金取扱機関、④年金基金、⑤生命保険、⑥非生命保険、⑦MMF、⑧非MMF、⑨中央借入当局（central borrowing authority）、⑩証券、⑪その他の金融機関（このうち、中央借入当局は政府の資金調達のために設立される専属金融機関に当たる）
- ・カナダ
 - ①通貨当局、②預金取扱機関（Chartered banks, Quasi-banks）、③保険・年金基金（Life insurance business, Segregated funds of life insurance companies, Trusteed pension plans, Property and casualty insurance companies）、④その他の民間金融機関（Money market funds, Other mutual funds, Sales finance and consumer loan companies, Issuers of asset-backed securities, Other private financial institutions）、⑤政府系金融機関（Financial government business enterprises）
- ・米国
 - ①通貨当局、②民間預金取扱機関（ここには、U.S.-chartered institutions, Foreign banking offices in U.S., Banks in U.S.-affiliated areas, Credit unionsを含む）、③損害保険会社、④生命保険会社、⑤私的および公的年金基金（ここには、Private pension funds, State and Local Government Employee Retirement Funds, Federal Government Employee Retirement Fundsを含む）、⑥MMF（Money Market Mutual Funds）、⑦ミーチュアルファンド（Mutual Funds）、⑧ユニット型投資信託及びETF（Closed-End and Exchange-Traded Funds）、⑨政府出資会社（Government Sponsored Enterprises）、⑩政府機関や政府出資機関の発行するモーゲージ・プール（Agency- and GSE-Backed Mortgage Pools）、⑪ABS発行機関（Issuers of Asset-Backed Securities）、⑫金融会社（Finance Companies）、REIT（Real Estate Investment Trusts）、⑬ディーラー・ブローカ

¹⁰ また、B06の項のとおり、2008SNA マニュアル上の純粋持株会社（子会社の管理を行わないもの）は我が国には存在が認められない。また、証券化以外の流動化に係わるSPCや貸出を主に行う質屋などは、基礎データの制約から計上を見送る。

¹¹ 参考3で示したものよりも詳細な分類が、過去期間も含めて可能かどうかは、基礎統計である「資金循環統計」の利用可能性に依存する。このため、現時点では、参考3の詳細分類を基本とし、今後、基礎統計の遡及等によりデータ制約が解消された場合は、より細かい分類での表章を検討する。

¹² 日本銀行「2008SNAを踏まえた資金循環統計の見直しに関する最終案」（平成26年6月6日）

一 (Security Brokers and Dealers)、⑭持株会社 (Holding Companies)、15 基金積立会社 (Funding Corporations)

参考1 2008SNA における金融機関内訳部門の定義と我が国の例

2008SNA で設定されている部門名および定義、1993SNA からの変更点、わが国の例を記載する。新規に設定された3部門 (MMF、非MMF、専属金融機関と貸金業) については、JSNA 定義・方針 (案) も記載した。

部門名	中央銀行
定義	<p>中央銀行は、金融システムの重要な諸局面を支配する国の金融機関である。一般的に、以下のような金融仲介機関はこの内訳部門に分類する。</p> <p>a. <u>国の中央銀行</u>。中央銀行システムの一部となるものを含む。</p> <p>b. 外貨準備で 100%裏付けされている自国通貨を発行するカレンシー・ボードまたは独立の通貨当局。</p> <p>c. 根本的に公的起源を有する中央貨幣機関 (たとえば、外貨を管理したり、または紙幣や硬貨を発行したりする) で、完全な一式の勘定は保持するが中央政府の一部に分類されないもの。分離した制度単位である監督官庁は、中央銀行に含まれず金融補助機関に分類する。</p> <p>中央銀行は、それが、別個の制度単位である限り、常に金融機関部門に分類する。それが主に非市場生産者であるとしても、その取り扱いに変更はない。 (パラ 4.104)</p>
1993SNA からの変更点	1993SNA から変更なし
我が国の例	日本銀行

部門名	中央銀行以外の預金取扱機関
定義	中央銀行以外の預金取扱機関は、その主活動として金融仲介を行う。この目的のために、預金または預金の密接な代替物である金融手段 (短期預金証書など) のかたちをとる負債を保有する。一般的に、預金受入金融機関の負債は、広義の貨幣の測度に含まれる。(パラ 4.105)
1993SNA からの変更点	1993SNA から大きな変更なし (1993SNA では金融持株会社の一部は、本部門に位置付けられるものがあつたが、子会社の管理活動を行っているかどうかで金融補助機関または専属金融機関と貸金業に移管)
我が国の例	国内銀行 (信託銀行の銀行勘定含む)、中小企業金融機関等、農林水産金融機関、ゆうちょ銀行、在日外銀、合同運用信託

部門名	MMF
定義	投資家に持分やユニットを発行して資金を調達する合同運用スキームで、調達資金は主にマネーマーケット (※いわゆる短期金融市場) の種々の金融商品、MMF の株式、残余期間 1 年以下の譲渡可能な債務証券等で運用される。MMF は、その投資する金融商品の性質から預金の密接な代替物とみなされる。(パラ 4.107)
1993SNA からの変更点	新設 保険会社・年金基金を除くその他金融仲介機関より分離
我が国の例	マネー・マネージメント・ファンド、マネー・リザーブ・ファンドなど公社債投信のうち短期金融市場商品を主要な運用対象とするもの。

部門名	非 MMF 投資信託
定義	非 MMF 投資信託とは、投資家に株やユニットを発行して資金を調達する合同運用スキームである。調達した資金の圧倒的多くは、短期資産以外の金融資産と非金融資産（通常は不動産）に投資される。一般的に、投資信託持分は預金の密接な代替物ではない。また、小切手または第三者直接支払いによって譲渡可能ではない。（パラ 4.108）
1993SNA からの変更点	新設 保険会社・年金基金を除くその他金融仲介機関より分離
我が国の例	中期国債ファンドや長期公社債投信など公社債投信のうち MMF（マネー・マーケット・ファンド）に該当するもの以外、株式投資信託、ファンド・オブ・ファンズ など

部門名	保険会社・年金基金を除くその他の金融仲介機関
定義	保険会社及び年金基金を除くその他の金融仲介機関は、金融資産を取得するという目的のために、現金、預金、または預金の密接な代替物以外の形式で、自己勘定で負債を発行し、市場で金融取引に携わることによって、金融サービスを提供する。公開市場で貸借対照表の両側の取引を行うことは、金融仲介機関の特徴である。（パラ 4.109）
1993SNA からの変更点	「MMF」、「非 MMF 投資信託」、「金融補助機関」及び「専属金融機関と貸金業」に移管されるものを除き、1993SNA から大きな変更なし。
我が国の例	証券会社 ¹³ 、貸金業法上の貸金業者、ファイナンス・リース会社、証券化を目的とする SPC、ベンチャー・キャピタル など

部門名	金融補助機関
定義	金融補助機関は、次のような金融機関から構成される。すなわち、主に金融資産および負債の取引に関連する活動に携わる金融機関、こうした取引に対する規制環境を提供する金融機関である。ただし、 <u>取引した金融資産と負債の所有権を取るような補助機関を含まない</u> ¹⁴ 。（パラ 4.111）
1993SNA からの変更点	1993SNA では本分類に含まれていた定型保証機関を保険会社へ移管。各分類に位置付けられていた金融持株会社（子会社の管理を行う場合）を本分類に移管。
我が国の例	証券取引所、外為ブローカー、預金保険機構、子会社の管理を行う金融持株会社（例えば、〇〇フィナンシャルグループなど） など

部門名	専属金融機関と貸金業
定義	専属金融機関と貸金業は、金融サービスを提供する制度単位であるが、資産または負債のいずれかのほとんどが公開金融市場で取引されないものを指す。ここに含まれるのは、限られた単位のグループ（子会社など）内でのみ取引をする実体、または、同一の持株会社の子会社内で取引をする実体、または、ひとつのスポンサーが提供する実体である。（パラ 4.113-114） 但し、専属保険会社は、「保険会社」に含まれる。（パラ 4.115）
1993SNA からの変更点	新設 保険会社・年金基金を除くその他金融仲介機関より分離。1993SNA では各分類に位置付けられていた金融持株会社（子会社の資産を保有するのみで管理活動を行わない場合）は、本分類に移管。

¹³ 証券会社においてはディーリング業務の比率が高いことから、本部門に計上。

¹⁴ 取引した金融資産と負債の経済的所有権を保有するような機関は、リスクを負っていることから「保険会社・年金基金を除く金融仲介機関」に含まれる。

我が国の例 ¹⁵	地方公共団体金融機構、日本高速道路保有・債務返済機構など公的金融機関で金融仲介を行うもののうち、運用または調達のいずれかにおいて一般政府や公的企業の特定グループのみとほとんどの取引を行うもの
---------------------	---

部門名	保険会社
定義	保険会社は、その主要な機能が生命、事故、疾病、火災その他様々の保険を個別制度単位やそのグループに供給することである、法人、相互会社その他の実体、またはその他の保険会社に対して再保険サービスを同様の提供する実体である。専属保険、つまり、その所有者のみにサービスを提供する保険会社も含まれる。 <u>預金保険業者、預金保証業者</u> ¹⁶ 、その他標準的保証の発行者で、別個の実体であり、保険料を請求して準備金を保有することなど、保険業者と類似の活動をする場合は、保険会社に分類される。(パラ 4.115)
1993SNAからの変更点	年金基金と分割 定型保証機関は金融補助機関から移管。このほか 1993SNA では金融持株会社の一部は、本分類に位置付けられるものがあつたが、子会社の管理活動を行っているかどうかで金融補助機関または専属金融機関と貸金業に移管
我が国の例	生命保険会社、損害保険会社、再保険会社、定型保証機関（課題 E04）、共済保険、かんぽ生命、地震再保険特別会計 など

部門名	年金基金
定義	年金負債は、雇主または政府が、退職後の所得を提供する社会保険制度に加入するよう家計のメンバーに対して義務付けたり、勧めたりすることにより生じる。社会保険制度は、雇主または政府によって組織され、また被用者に代わって保険会社によって組織化されることがある。あるいは、年金の支払と配分に使用する資産の保有と管理を行うための別個の制度単位が設立されることもある。年金基金内訳部門に格付けされるのは、この最後のタイプの、それを創設した単位とは別個の制度単位であるような社会保険年金基金だけである。(パラ 4.116)
1993SNAからの変更点	保険会社と分割 1993SNA から大きな変更なし
我が国の例	確定拠出型企業年金基金、確定給付型企業年金基金、厚生年金基金、勤労者退職金共済機構、中小企業基盤整備機構（小規模企業共済勘定） など

¹⁵ 運用面（貸出や出資）において特定グループのみと取引を行うものとして、地方公共団体金融機構や日本高速道路保有・債務返済機構などが該当する。また、調達面については、民間からの調達（財投機関債や政府保証債等の国の信用に依拠した調達の場合も含む）が全くなく、財政投融资特別会計を含む国からの借入や出資のみを原資として貸出を行う金融機関を含める。

¹⁶ ここでいう預金保険や保証は小口のもの。預金保険機構は銀行等が加盟する大口の保証であることから、個別保証とみなせる。また、同機構には数年前まで責任準備金がなく、保険業者と同様の活動をしているとはみなせなかった。

参考2 金融機関の内訳部門の比較（現行 JSNA と 1993SNA）

現行 JSNA における内訳部門	1993SNA の内訳部門
中央銀行	中央銀行
預金取扱機関	その他の預金取扱機関
国内銀行	
中小企業金融機関等	
農林水産金融機関	
在日外銀	
合同運用信託	
保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関	保険会社・年金基金を除くその他の金融仲介機関
公社債投信	
株式投信	
ファイナンス会社	
債券流動化にかかる特別目的会社・信託	
ディーラー・ブローカー	
非仲介型金融機関	金融補助機関
保険・年金基金	保険会社・年金基金
保険	
生命保険	
非生命保険	
共済保険	
年金基金	
企業年金	
その他年金	

(※) 現行 JSNA では、中央銀行を除く公的金融機関については、「預金取扱機関」や「非仲介型金融機関」に含まれる機関数が少ないことから、こうした分類ではなく、「保険会社・年金基金を除く金融仲介機関」（さらに、内訳として「融資特別会計」と「政府金融機関等」と「保険・年金基金」という分類で表章している。

参考3 2008SNA を踏まえた JSNA における金融機関の内訳部門分類案

2008SNA を踏まえた次回基準改定における JSNA の内訳部門及び詳細分類の案と、現行「資金循環統計」における対応分類を記載。

次回基準 JSNA での内訳部門 [2008SNA における名称]	次回基準 JSNA での詳細分類		現行「資金循環統計」において対応する内容
中央銀行[中央銀行]	中央銀行		中央銀行
預金取扱機関 [中央銀行以外の 預金取扱機関]	銀行等		銀行等 国内銀行 在日外銀 農林水産金融機関 中小企業金融機関等
	合同運用信託		合同運用信託
マネー・マーケット・ファンド [MMF]	マネー・マーケット・ファンド		公社債投信 (うち MMF・MRF)
その他の投資信託 [非 MMF]	その他の投資信託		公社債投信 (MMF・MRF を除く)
		②	株式投信
公的専属金融機関 [専属金融機関と貸金業]	公的専属金融機関		対応分類なし
保険 [保険会社]	生命保険		生命保険
	非生命保険 うち公的 non 生命保険	③	非生命保険 非生命保険 (民間損害保険会社を除く)
	共済保険	②	共済保険
年金基金 [年金基金]	企業年金		企業年金
	その他年金		その他年金
その他の金融仲介機関 [保険会社・年金基金を除くその他の金融 仲介機関]	融資特別会計		財政融資資金
	政府金融機関等	①	政府系金融機関
	その他の民間金融仲介機関	②	ファイナンス会社 特別目的会社・信託 ディーラー・ブローカー
非仲介型金融機関 [金融補助機関]	非仲介型金融機関 うち金融持株会社	②	非仲介型金融機関

※矢印は、現行の資金循環統計からの主な組替えを示す。具体的には、①非仲介型金融機関に含まれる定型保証機関の非生命保険への移管、②国内銀行、生命保険、非生命保険、ファイナンス会社、ディーラー・ブローカーに含まれる金融持株会社の非仲介型金融機関のうち金融持株会社への移管、③政府系金融機関の一部の公的専属金融機関への移管、の3点がある。

※※なお、次回基準改定後も、現行国民経済計算年報の詳細な金融表（フロー編付表 25 やストック編付表 7）の総括表にある、民間金融機関の合計と公的金融機関の合計については引き続き表章する。

参考4 公的金融機関の分類

内訳部門	公的金融機関としての表章名(案)	該当する機関
中央銀行	中央銀行	日本銀行
預金取扱機関	—	ゆうちょ銀行(*)
公的専属金融機関	公的専属金融機関	地方公共団体金融機構、農林漁業信用基金(農業災害補償関係勘定・漁業災害補償関係勘定)、中小企業基盤整備機構(産業基盤整備勘定・中小企業倒産防止共済勘定・出資承継勘定)、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(助成勘定)、奄美群島振興開発基金、日本高速道路保有債務返済機構
保険	—	(生保)かんぽ生命保険(*)
	うち公的非生命保険	(非生保)地震再保険特別会計、農業共済再保険特別会計、森林保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計、貿易再保険特別会計、自動車安全特別会計(保障勘定・自動車事故対策勘定)、農林漁業信用基金(農業信用保険勘定・漁業信用保険勘定)、住宅金融支援機構(住宅融資保険勘定)、日本貿易保険(定型保証)農林漁業信用基金(林業信用保証業務勘定)
年金基金	—	勤労者退職金共済機構、農業者年金基金(特例付加年金勘定、農業者老齢年金等勘定)、中小企業基盤整備機構(小規模企業共済勘定)
その他の金融仲介機関	融資特別会計	財政投融资特別会計(財政融資資金勘定、投資勘定)
	政府金融機関等	日本政策金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫、国際協力機構(有償資金協力業務)、日本学生支援機構、福祉医療機構、住宅金融支援機構(住宅融資保険以外)、日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)、産業革新機構、地域経済活性化支援機構、農林漁業成長産業化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構
非仲介型金融機関	—	預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、原子力損害賠償支援機構

(*) 郵便貯金・簡易生命保険管理機構のうち郵便貯金勘定はゆうちょ銀行に、簡易生命保険勘定はかんぽ生命保険に統合する。

(注) 該当する機関には平成24年度国民経済計算確報で推計対象の機関を記載。

中央銀行を含む公的金融機関の合計は、詳細な金融表(ストック・フロー)の総括表に示す。